

監査報告書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における理事の職務の執行について、令和3年5月25日に監査を行いました。

その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方針により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 附記事項

令和2年度は前年度に引き続き、「法人内新型コロナ感染症防止対策チーム」を立ち上げるなど、感染防止対策に万全を期された年でもありました。

にもかかわらず、8月下旬には社協事業所内において感染が確認され、サービス提供の一時停止を余儀なくされました。利用者・ご家族にご心配、ご不便をおかけする事態がありましたが、保健所のご指導のもと職員の皆様の素早い対応により、更なる感染の拡大を防ぐことができ、早期の事業再開を果たされています。

その一方で、事業所の閉鎖や利用自粛の影響で、収入が減少したことは残念なことではあります、こういった事態に対応すべく、いち早く積立金を設定されており、会計上も安定的な経営が続けられていることが認められました。

なお、コロナ対策に関する貸付金事業の著しい事務量の増加にも社協全体で対応され、円滑な事業の執行がなされていることも確認させていただきました。

今後とも、町民の福祉向上に向けて業務に取り組んでいただきますようお願いします。

令和3年6月8日

社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会 会長 萩野和雄 様

監事 能塚隆裕 

監事 坂口洋子 